

消防法の性能規定化についての考え方

……建築基準法との関係と相互連携の可能性について……

CONCEPTS OF PERFORMANCE BASED FIRE SERVICE LAW IN JAPAN

Relation between the Building Standard Law and the Fire Service Law,
and probability of linkage between both laws

小林 恭一*

Kyoichi KOBAYASHI

The Fire Service Law has become performance based regulation in 2004.

The Building Standard Law and the Fire Service Law that secure building fire safety in Japan, have become performance based codes, which has established an institutional base that enables us to design more reasonably buildings by means of linkage of both laws. Realization of such design requires researches on performance evaluation methods, in addition, sufficient discussion and investigation concerning trade-off, and study on verification tools, in the viewpoint of fail-safe system for the purpose of avoiding lowering required fire safety.

Keywords: *fire fighting, building control, performance code, fire protection system, safety,*
消防、建築規制、性能規定、防災設備、安全性、

はじめに

2003年6月18日に、消防用設備等にかかる規制に性能規定を導入するための消防法の改正が行われ、2004年6月1日から施行された。これに先立ち、建築基準法では、2000年6月1日に性能規定化された基準が施行されている。これらにより、日本の建築物の防火安全を担保する両法令に性能規定が導入され、建築物に必要な防火安全性能を、より合理的な手法により実現しやすくなる環境が整備されたことになる。

しかし、同じ「性能規定化」と言っても、建築物そのものを規制対象とする建築基準法と、主として消防用設備等について規制している消防法とでは、その規定ぶりはかなり異なったものにならざるを得ない。本稿では、消防法の性能規定化についてその考え方を整理するとともに、建築基準法の性能規定化と比較しつつ、両法の相互連携の可能性等について考察する。

* 総務省消防庁予防課長 Fire and disaster management agency of the ministry of internal affairs and communications, Director of the fire prevention division

1. 消防法の性能規定化

(1) 性能規定と性能規定化

「性能規定」という言葉に明確な定義はないが、通常、技術基準にその規制が目的とする「性能」を明確に規定しておき、新たな技術開発や技術的工夫について適否を判断する場合には、その「性能」に立ち戻って考え、必要な「性能」を有するものについては積極的に認めることができるようにする規定方式をいうものとされている。また、そのような規定方式に規制体系を変えていくことが「性能規定化」と言われている。

これまで、消防用設備等に係る技術上の基準は、「性能」を明示的に示さず、材料・寸法などを仕様書的に規定する、いわゆる「仕様規定」が多かった。「仕様規定」は、策定又は改訂時の標準的な技術を前提として、関係者間の共通の技術的基盤に立脚して作られるため、基準の内容が常識的でまぎれがなく、適否の判定も行いやすい一方で、新たな技術を受け入れにくい面がある¹⁾。

これに対して、近年、社会的規制の様々な分野で、技術革新を促すとともに、技術革新の成果を活用できるよう、「性能規定」の導入が進められるようになり、「規制改革推進3か年計画」（平成14年3月29日閣議決定）の「基準認証等分野の基本方針」においても、「技術革新に柔軟に対応できるよう、仕様規定となっている基準については原則として全て性能規定化できるよう検討を行う」べきとされ、政府全体の基本的な方針となっている。

(2) 性能規定導入の経緯

消防庁では、

- ① 性能規定化が政府全体の方針となっていること
- ② 建築物の高層化、深層化、大規模化、複合化等の状況に、従来の消防用設備等では十分に対応しきれておらず、消防用設備等の高度化、新技術の活用等に柔軟に対応していく仕組みが必要とされていたこと
- ③ 消防法施行令第32条^{※1}に基づき、「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」を消防庁からの通知を根拠として消防長又は消防署長の判断と責任により認めていく従来の手法が、「自治事務化」の流れ^{※2}の中で機能しにくくなってきたこと
- ④ 建築基準法において性能規定化が行われたこと

などを踏まえ、1999年度から消防用設備等の技術基準に性能規定を導入していくための技術的、制度的検討を行ってきたが、安全性を損なうことなく円滑に性能規定を導入する目途が立ったことから、消防用設備等に係る技術上の基準に性能規定を導入するための一連の法令改正を行うこととなった。

(3) 性能規定化と客観的判断基準の必要性

前述のように「性能規定」に明確な定義がないため、これについての考え方は千差万別で、規制対象が人命に直結しないような分野^{※3}や、目的や技術基盤が共通で関係者が限られているような分野^{※4}では、「性能規定化」にあたって、法令では抽象的な性能を定

めるに止め、具体の技術的な考え方については法的な拘束力のないガイドラインのようなものに委ねている例もある。

しかし、消防法の規制対象は広く一般国民が関係し、人命に直結するものである反面、火災の発生確率が低いことから施主や設計者としては出来ればコストを削減したい分野であるため、そのような規定方式では、規制を受ける施主や設計者と消防機関との間で判断が食い違う可能性が高くなってしまう。

これについては、「法規制の羈束性」と「性能規定の裁量性」の調和の問題として、日本建築学会の建築法制委員会等において議論や検討がなされてきた²⁾が、建築基準法と同様、消防法の性能規定化においても、性能の有無を客観的に判断するための方法論が不可欠であることは自明であろう。

2. 消防法の性能規定化の特徴

(1) 消防法の性能規定化の対象

防火対象物^{註5}に対する消防法（以下「法」という。）の規制のうち、今回性能規定化の対象とされたのは、消防用設備等にかかる規制（法第17条）についてである^{註6}。

「消防用設備等」は、「消防の用に供する設備」、「消防用水」及び「消火活動上必要な施設」とされており、表1のような設備等が定められている。

表 1 消防用設備等の種類（法第 17 条第 1 項、令第 7 条）

		設備等の名称	定義	例
消防用設備等	消防の用に供する設備	消火設備	水その他消火剤を使用して消火を行う機械器具又は設備	消火器及び簡易消火用具 屋内消火栓設備 スプリンクラー消火設備 など 10 種類
		警報設備	火災の発生を報知する機械器具又は設備	自動火災報知設備 ガス漏れ火災警報設備 非常警報設備 など 5 種類
		避難設備	火災が発生した場合において避難するために用いる機械器具又は設備	避難はしご等の避難器具 誘導灯及び誘導標識
	消防用水	防火水槽	（消防用の専用の水槽）	—
		貯水池その他の用水	（防火水槽以外の用水で消防用に用いることが出来るもの）	池、プール、川など
	消火活動上必要な施設	排煙設備	（消防活動のため、火災による煙を排除する設備）	—
		連結散水設備	（防火対象物の送水口に連結した消防ポンプ自動車からの送水を天井の散水ヘッドから散水することにより、地下などの危険な施設に消防隊員が進入せずに火災を消火する設備）	
		連結送水管	（防火対象物の送水口に連結した消防ポンプ自動車からの送水を、消防隊員による消火のために各階に送水する施設）	
		非常コンセント設備	（消防隊専用のコンセント）	
		無線通信補助設備	（地上の消防隊と地下など無線が届きにくい場所に進入した消防隊員との間の無線通信を補助する設備）	

注：（ ）内は、法令上定義がないため、便宜的に筆者が作成したもの

（２）消防用設備等の技術基準の規定方式

消防用設備等の技術基準^{註 7}がこのように設備ごとに定められているため、これに性能規定を導入するには、消防用設備等の種類ごとに定める方が容易である。たとえば、「消火設備」については、消火性能の有無について評価し、十分な消火性能がある場合には、政令で定められている消火設備以外の設備を設置することができるなどとするのである。実際に、消防法では、このような考えから既に昭和 62 年 3 月以来、消防用設備等本体又はその主要部分を構成する検定対象機械器具等又は自主標示対象機械器具等の規格に、「同等以上の性能」という視点から弾力条項を設けている^{註 8}。

しかしながら、このような「性能規定化」では、同程度の性能を有する設備をより経済的に設置するための代替設備の開発や技術的工夫を促す程度の効果しかない。

「技術革新を促すとともに、技術革新の成果を活用できるようにする」という性能規定化の本来の目的を達成するためには、消防用設備等にかかる技術基準が以上のような規定方式となっていることを前提として、建築物に本来必要な防火安全性能に立ち戻り、その中で消防用設備等が果たしている役割を検討して、性能規定の導入方式を考える必要がある。

3. 建築物の防火安全性能の整理

本来、建築物単体としての防火安全性能は、

- ① 火災が発生しにくいこと
- ② 火災が発生しても、燃焼範囲、煙及び有毒ガスが拡大しにくいこと
- ③ 火災が拡大しても、在館者の生命、身体及び財産が損傷しにくいこと

という、3つの基本性能から成っていると考えられ、さらにそれらの基本性能は、表2のような要素的性能から成っていると考えられる。

これらの要素的性能は、日本においては、同表に示すように、建築基準法と消防法の分担と協働により担保されている。

4. 消防法の性能規定化の考え方

表2の中で、「火災が発生しにくいこと」については、これに関する消防法の規制を消防用設備等にかかる規制と同列に扱うことが、消防法の構成上困難であるため、今回の性能規定化の検討からは除外した^{注9}。

消防用設備等の技術基準にかかる性能を表2から抜き出して再掲すると、

- ① 火災又は火災発生の可能性が高い状況であることを早期に発見し、関係者に報知する性能
- ② 火災を早期に消火又は抑制する性能

表2 建築物単体の防火安全性能の分類

基本性能	要素的性能	担保する法律	
		建築基準法	消防法
火災が発生しにくいこと	建築材料の着火しにくさ	○	
	建築物内部に持ち込まれた物品の着火しにくさ		○
	高温の物体と着火物となる物品との接触しにくさ	○	○
火災が発生しても、燃焼範囲、煙及び有毒ガスが拡大しにくいこと	火災又は火災発生の可能性が高い状況であることを早期に発見し、関係者に報知する性能		○
	火災を早期に消火又は抑制する性能		○
	延焼速度を遅くする性能	○	
	煙や有毒ガスの拡大を遅くする性能	○	
	火災を小区画に閉じこめる性能	○	
火災が拡大しても、在館者の人命・身体・財産が損傷しにくいこと	火災時に早期に避難を開始させる性能		○
	避難開始から安全な避難路までの到達時間を短縮するための性能	○	○
	避難路の代替性を確保する性能	○	○
	避難路において避難者を火災から安全に保護するための性能	○	
	火災の拡大に対して避難者の安全を長時間守る性能	○	
	消防隊が隊員の安全を確保しつつ速やかに活動できるよう支援する性能	○	○

- ③ 火災時に早期に避難を開始させる性能
- ④ 避難開始から安全な避難路までの到達時間を短縮するための性能
- ⑤ 避難路の代替性を確保する性能
- ⑥ 消防隊が隊員の安全を確保しつつ速やかに活動できるよう支援する性能

となる。

消防用設備等の技術基準にかかる性能規定化の目的は、上記①から⑥までの性能について、通常用いられる消防用設備等と同等以上の性能を有する他の手段を体系的に認めるようにしていくことに他ならない。この場合、相互に関連性の高い性能はまとめ、より抽象性を高めることが出来れば、「他の手段」の選択肢が広がり、技術革新やより経済合理性の高い技術開発につながる可能性が高くなると考えられる。

このような視点から上記6種類の性能を精査し、上記①の性能は②の性能と③の性能の双方に共通する性能として整理できること、③から⑤までの性能は避難系の性能として括ることができること、⑥の性能は消防隊関係の性能として独立した性能とする方が整理しやすいことなどから、消防用設備等の技術基準にかかる性能は、以下の3種類の防火安全性能に分類された。

- ① 火災の拡大を初期に抑制する性能
- ② 火災時に安全に避難することを支援する性能
- ③ 消防隊による活動を支援する性能

以上のような考え方にに基づき、消防用設備等の技術基準の性能規定化にかかる条項として令第29条の4^{註10}が新設され、以下のような趣旨の規定が定められた。

- ① 「通常用いられる消防用設備等」に代えて、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」を用いることができること
- ② 「防火安全性能」は、上記3種類の性能とすること
- ③ 「必要とされる防火安全性能」は、「消防の用に供する設備等」の有する防火安全性能が「通常用いられる消防用設備等」の防火安全性能と同等以上であると認められる性能とすること
- ④ 防火安全性能の同等性の判断は、消防長等が総務省令に基づいて行うこと

5. 消防法における性能規定の導入方式

技術基準に性能規定を導入する場合の規定方式として、以下の2つの考え方がある。

- ① 現行の技術基準を、性能規定化された新たな方法論に全面的に切り替える
- ② 現行の技術基準を残した上で、それとの同等性を持たせた新たな方法論を付加的に導入する

建築基準法の防火安全にかかる「性能規定化」では、上記2つの規定方式を併存させている。たとえば、「耐火性能」、「準耐火性能」、「防火性能」などにかかる規定は①のタイプであり、性能を抽象的に定義し、その性能に関する技術的基準を政令や告示で定めている。一方で、避難安全検証法などにかかる規定は②のタイプであり、現行の基準を維持しつつ、検証法により所定の性能を有すると認められるものについては、現行の基準のうち、一定の部分の適用を免除している。

消防法の性能規定化（令第29条の4）は、②のタイプであり、現行の基準^{註11}を維持

しつつ、3種類の防火安全性能についての判断基準を省令で随時定めることが出来、この省令で定められた基準に基づき所定の防火安全性能を有すると認められるものについては、「通常用いられる消防用設備等」に代えて設置出来る。

①のタイプでなく②のタイプの規定方式としたのは、現行の基準が、消防用設備等の種類及び性能と当該設備等を設置すべき防火対象物（用途、規模、階数、構造、開口部の有無等によって規定）との組み合わせからなっているため、これらの規定について前述の3種類又は6種類の性能を判断するための技術基準との代替性を検証することが極めて困難なためである。

6. 防火安全性能の判断基準の作成

消防用設備等の技術基準の性能規定化を進めるための具体的な方法論について考察する。

「火災の拡大を初期に抑制する性能」を例にとると、この性能は、火災が発生した場合に、初期のうちに消火してしまうか、消火出来ないまでも、延焼速度や煙・CO等の拡散速度などを一定の値以下に抑える性能のことである。従って、消防用設備等に求められる性能を判断するためには、防火対象物の用途的特性、構造、内装の不燃化・難燃化の程度、防火区画の状況、開口部の状況、可燃物量などを所与の条件とした時に、早期発見、警報、初期消火など消防用設備等が受け持つ分野について、どの程度の水準とすべきかを定量的に示す検証法を用意することになる。

このような状況は、他の2つの性能についても同様であるが、性能規定に必然の性能検証法と判断基準については、運用上、一時にすべての防火対象物を対象にあらゆる条件下で必要な性能水準を示しその具体的な検証方法を整備することは難しいため、実際には、用途や建物構造を限定し、可燃物の特性や量を特定しながら実験等により必要なデータを積み重ねて、知見の整理が出来たものについて、初期の火災拡大抑制性能についての客観的な判断基準を整備していくこととなろう^{註12}。

7. 消防法と建築基準法の相互連携

（1）相互連携の可能性

日本の防火法制は、表2に示すように、消防法と建築基準法による分担と協働によって担保されているため、消防法に基づく消防用設備等と建築基準法に基づく建築構造等とが相互に補完的な関係にある場合に、一方の性能を上げることにより他方の役割や性能を軽減することが出来ないか、という発想が出てくる^{註13}。

今回、両法に性能規定が導入され、政令や省令で「性能」の判断基準を示すことが出来る規定方式となったため、両法が建築物に必要であるとしている防火安全にかかる性能について、共通の理解に基づき共通の判断基準を示すことが出来れば、両法を体系的に連携させることが可能になった^{註14}。

（2）相互連携についての具体的な考察

両法の担当する分野の中で、相互連携の可能性を検討しやすい避難安全支援性能（消防法）と避難安全検証法（建築基準法）について考察する。

避難安全検証法は、火災時の煙の拡散と降下の理論などから避難の限界時間を設定し、避難者の歩行速度などから得られる避難に要する時間との比較によって火災時の避難安全性能を検証する手法を取っている。検証の際には、火災時の煙挙動や避難開始時間、避難速度等については既定値を用い、避難路についても廊下と階段など主要ルートに限っている。

これに対し、消防用設備等のうち、自動火災報知設備や放送設備については、技術開発により避難開始時間を早める効果が期待できるし、誘導灯に代えて火災の状況を反映した能動的な避難誘導システムを導入することなどにより避難速度を速める効果が期待できる。また、通常の避難器具に代えてより高性能の避難システムを導入することにより、廊下や階段等以外の代替的なルートを避難路として認めることが出来る可能性もある。これらは、すべて避難安全支援性能にかかる分野である。

さらに、スプリンクラー設備による消火効果や、自衛消防隊と屋内消火栓による初期消火や火災抑制効果を、避難の限界時間に反映させることも考えられる。

従って、「避難安全検証法」と「避難安全支援性能」や「初期拡大抑制性能」とを連携させることにより、概念上は、より合理的な避難計画を持つ建築物を設計出来る可能性が出てくる。

しかし、一方でこのことは、高度の消防用設備等を設置すれば階段の数や幅員を減らしたり、偏った配置にすることが出来る、ということの意味しているため、火災の際の人命安全の確保という点から、慎重に検討され判断される必要があるのは当然である。

以上の考察からわかるように、高性能の消防用設備等があれば建築構造的な防火安全措置の軽減が認められるのか、またその逆は可能か、ということについては、フェイルセーフの観点から慎重な議論と検討が行われることが必要であり、また、この作業によって、上述の避難経路の選択制など現行の性能規定に欠けている部分が明らかになると考えられる。

まとめ

消防用設備等は、1960年に現行のような法体系になって以来、その種類、性能等に大きな変化はなかったが、今回の性能規定の導入により、全く新しい「消防の用に供する設備等」が積極的に開発されるための環境が整った。また、消防法と建築基準法が「性能規定」という共通の基盤を持ったことにより、防災設備と建築構造や建築計画との間で合理的なトレードオフが成立するための環境も整備された。

これらにより、「国民の防火安全水準を確保しつつ出来るだけ経済合理性を求める」という規制改革の目的に止まらず、これまでにない新たな建築空間が実現することが期待される。

一方で、消防法を性能規定化するということは、個々の防火対象物の防火安全にかかる性能から見て過不足のない消防用設備等の設置を可能にすることにより、より高い経済合理性を追求出来るような規制体系に移行することに他ならない。このことは、従来の仕様書規定的規制体系が必然的に有していた一種の余裕度を削ぎ落とす恐れがあることを意味している。

経済合理性を求めるあまり、防火安全水準が必要以上に低下することのないよう、性

能評価手法やトレードオフとフェイルセーフ等に関する十分な議論と検討及び判断手法に関する研究が必要である。

謝辞

本論文を著すにあたっては、東京理科大学辻本誠教授に多くの教唆と助言を得た。また、竹中工務店竹市尚広氏からは、性能規定化に関する多数の文献及び論文をご提供いただいた。

ここに記して謝意を表する。

(参考文献)

1) 竹市尚宏, 防火避難安全性に関する基準類に見る性能規定の現状と階層性, 性能規定化における建築確認の意義と限界, 2004年度日本建築学会大会(北海道)建築法制部門 研究懇談会資料 p59~67, 2004年8月

2) 松本光平, 提言素案の検討、建築法制度研究小委員会第4回「性能規定化」連続シンポジウム「建築基準法の性能規定化のあり方」、2005年2月

注1 平成16年2月6日改正前の令第32条の規定; この節の規定は、消防用設備等について、消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長)又は消防署長が、防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることにより、この節の規定による消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

注2 自治事務化の流れ; 「自治事務」とは、地方公共団体が、地方自治の本旨に基づいて自らの判断と責任で行う事務とされている(地方自治法第2条第8項)。2000年4月以降、地方自治法では、国・都道府県・市町村はあくまでも対等な関係であるとされており、国の都道府県及び市町村に対する関与、または都道府県の市町村に対する関与についてはできるだけ排除されている。特に自治事務についての関与は、助言・勧告、資料の提出の要求、是正の要求、協議の4類型に限定されており、同意・許可・認可・承認、指示、代執行などは関与の方法として認められていない。消防用設備等に関する規制は従来から自治事務であったが、地方自治法の改正に伴い、消防庁からの通知は、2000年4月以降、上記4類型に限定された。

注3 電気用品の技術上の基準を定める省令

注4 鉄道に関する技術上の基準を定める省令

注5 防火対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に係留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物をいう。(法第2条第2項)

注6 注9を参照

注7 (表1)の設備に関する個々の技術上の基準(以下「技術基準」という。)は、令第10条から第29条の3までに定められている。これらの各条においては、

①それぞれの設備を設置しなければならない防火対象物を、その用途、規模、構造、階数、開口部の有無等によって各設備ごとに定めるとともに、

②当該設備を設置する上で守らなければならない主要な事項を定めている。

政令で規定しきれない「消防用設備等の設置方法の細目及び設置の標示並びに点検の方法その他消防用設備等の設置及び維持に關し必要な事項」については、さらに総務省令で定めることとされている(令第33条)。

注8 たとえば、「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令」では、第16条として「新たな技術開発に係るヘッドについて、その形状、構造、材質及び性能から判断して、この省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務大臣が認めた場合は、この省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める技術上の規格によることができる。」とされている。検定対象機械器具等又は自主標示対象機械器具等の規格を定める省令には、すべてこれと同様の特例条項が設けられている。

注9 「建築物内部に持ち込まれた物品の着火しにくさ」にかかる消防法の規制は法第8条の3(防災対象物品の防災性能)であり、「高温の物体と着火物となる物品との接触しにくさ」にかかる同法の規制は法第9条(火を使用する設備、器具等に対する規制)であるが、いずれも「消防用設備等」と同列に論じることは困難であるため、今回の性能規定化の検討からは除外した。しかしながら、小さな火源に対する着火防止性能である防災性能を有する物品をカーテンやじゅうたん等に用いた場合の延焼抑制効果を定量的に評価し、火災拡大防止性能の評価に反映させることなどについては検討の余地があり、今後の課題である。

注10 令第29条の4; 法第17条第1項の関係者は、この節の第二款から前条までの規定により設置し、及び維持しなければならない同項に規定する消防用設備等(以下この条において「通常用いられる消防用設備等」という。)に代えて、総務省

令で定めるところにより消防長又は消防署長が、その防火安全性能（火災の拡大を初期に抑制する性能、火災時に安全に避難することを支援する性能又は消防隊による活動を支援する性能をいう。以下この条において同じ。）が当該通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認める消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設（以下この条、第34条第6号及び第36条の2において「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」という。）を用いることができる。

※11 令第10条から第29条の3までの規定

※12 このように性能検証法と判断基準を逐次定めることとした結果、防火対象物の関係者が「必要とされる防火安全性能を有する」と考える「特殊の消防用設備等その他の設備等」を「通常用いられる消防用設備等」に代えて設置したいのに、令第29条の4に基づく省令が定められていない場合がありうることになる。

このような場合に備え、消防法の性能規定化の一環として、「特殊の消防用設備等その他の設備等」が「必要とされる防火安全性能を有する」ことについて、その「設備等設置維持計画」とともに総務大臣が認定した場合には、当該「特殊の消防用設備等その他の設備等」を「通常用いられる消防用設備等」に代えて設置することが出来るとする制度を創設した（法第17条第3項）。

この規定は、性能規定化に伴って削除された建築基準法第38条の規定に類似したもので、防火対象物ごとに総務大臣の認定を受けることにより、新たに技術開発された設備等で必要な性能を有するものについて、その設置を柔軟に認めていくことが出来るよう意図したものである。

※13 従来は、消防用設備等の性能が通常より高く建築物の防火安全により大きな役割を果たしていると認められる場合は、建築基準法第38条を適用して建設大臣が建築構造等の軽減を認め、建築構造等の性能が通常より高く建築物の防火安全により大きな役割を果たしていると認められる場合は、令第32条を適用して消防長又は消防署長が消防用設備等の軽減を認める手法があったが、共同住宅について令第32条の適用を認めるための運用基準を消防庁が通知で示している以外は、その適用事例は例外的なものだった。

※14 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等（平成17年3月25日）